

株式会社 緑建 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 11 月 1 日～平成 35 年 10 月 31 日までの 5 年間
2. 内容

目標 1：産前産後休業、育児休業、出産手当金、育児休業給付並びに産休中及び育児中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う他、法改正に合わせ適宜「育児・介護休業等に関する規則」を改正して周知する。

<対策>

- 平成 30 年 11 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 30 年 12 月～ 法改正に合わせ適宜「育児・介護休業等に関する規則」を改正して周知する
- 平成 31 年 1 月～ 制度に関するパンフレット等を収集又は作成し社員に配布

目標 2：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 6 日以上とする。

<対策>

- 平成 30 年 11 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 31 年 1 月～ 計画的な取得に向けて従業員の意見聴取を行う
- 平成 31 年 4 月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 31 年 6 月～ 取得計画の確実な実施に向け周知徹底を図る